

# 都市における緑

小沢恵一（企画調整局企画課長）

## 一 はじめに

都市は、種々の活動の集積によって成り立っている。活動は、生産、流通、サービス、そして、生活等である。これらの活動は、より集積することにより効率的になり、人的、物的、社会的な要素の集積を生じ、この集積効果によって都市は成立しているのであって、集積がなくなれば、活力は失われ、都市として成立しなくなる。これが、都市のもつ、大きな原点の意味である。

しかし、一方において、人間の生活がある以上、人間は機械ではなく、自然界の一つの構成要素にすぎないから、都市に生活するといつて

も、自然環境を無視することはできない。

都市の環境は大きく利便的環境と自然的環境に分けて考えられよう。そして、この二つは、相互に反する性格を有している。利便性が高まれば、一方の自然性は失われてくる。

都市というある一定地域の中で集積度が高まるほどこの二つの関係は緊張度を増してくる。逆に、「都市に緑を」といっても、全体的に緑にすることは物的にも社会的にも不可能であり、意味のないことであろう。

こうした前提の中で緑の問題を考え対処しなければならぬ。また、都市の形態、あり方によって、緑のもつ意味、対処の方法は異なると考えねばならない。

- 一 はじめに
- 二 緑の機能
- 三 横浜の緑の現状
- 四 保全と創造への対応
- 五 緑とコミュニティ

ヨーロッパ的、古典的な、限られた一定地域に集積して都市があり、その周辺が農村、田園に囲まれた都市のパターンで、その都市の中の緑の意味と、市街地が巨大に連担している都市の中の意味とはおのずと異なり、対処の方法も異なってくる。

ここでは本市の現状の中での「緑のあり方」「保全あるいは創造について」さらに「緑と住民——特に管理と負担、そしてコミュニティづくりの一つの軸として——について」考えてみたい。

## 二 緑の機能

表一 緑の機能と要素

要素	機能	防風	防火	防じん	防音	景観	ひなん場	遊び	散策	運動	空気浄化
児童公園		+				+	△	+			
近隣公園			+	+		+	△	+	+		
スポーツ公園			+	-	-		+			+	
自然公園		+	+	+	+	+	+	+	+	-	+
街庭						+					
広場			△			+	△	+			
遊園地*			+				+	+	-	-	
運動場			+			-	+	-	-	+	-
ゴルフ場		+	+	+	+	+	+	-	-	+	+
学校							+	△	-	+	
墓地			+	+	+			-		-	
歩行者専用道							△	+	+		
河川敷		+	+	+	+	+	+	+	+	-	+
街路(自動車道)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
同(街路樹あり)		-	△	△	-	+	△	-	+	-	△
同(街路樹なし)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
田畑			+	+	+	+	+	△	△	△	+
施設園芸等			+			+	+	-	△	△	
山林(大規模)		+	+	+	+	+	+	△	+	△	+
同(小規模)		+	+	+	+	+	+		+		+
屋敷林		+	+	+	+	+			-		+
庭(小規模)						+	-				
境内林		+	+	+	+	+	+	+	+	-	+

\*概して樹木少  
 【備考】+は機能をはたすと考えられるもの、-は機能をはたさないと考えられるもの、△は前二者の中間

抽象的に「緑」として表現してきたが、ここで「緑の機能」についてある程度明らかにしておく必要がある。  
 「緑」は、広い意味では、オープン・スペースを指すし、狭い意味では、樹木・樹林を中心とした自然的環境を意味する。  
 機能と、地域における現状の中での位置づけ、そして、地域における機能の分担を考慮しておかねば、実際に対応ができない。  
 それは①限られた地域、その中の限られた量の中で考えねばならない。②「緑」の機能には

いろいろな機能があり、それぞれの機能間に、相反する部分がある。③住民の(生活上の)要求は多様であるから、どの地域において最も必要なのは何であり、どのような制約条件の中でベストの対応は何かを明確にしておかねばならないからである。  
 「緑」は広い意味では、公園、緑地(公的制度的)、山林(民有地)、農地、道路(主として歩専道)、広場、河川、池等々があげられる。それぞれは、固有の目的機能をもっているが同時に、都市におけるオープンスペースの役割

をはたしている。

緑の機能はおおよそ次のように考えられる。

① 防災的機能(防火、防風、防じん、防音)

② 大気浄化の機能(植物の生理的機能、汚染物の吸着などの物理的機能)

③ 景観構成の機能

④ 避難場としての機能

⑤ 遊び、散策、休けいなどの場としての機能

⑥ 運動・レクリエーションの場としての機能

これらの機能とそのオープン・スペースの構成要素は、①防災的機能については、樹木、樹林の存在と、その樹木の質(常緑広葉樹か、常緑針葉樹か、落葉樹か)、そして、広がりによって決まる。広がりには樹林自体の広がり(幅ないしは厚み)と空間そのものの大きさとがある。

②の大気浄化機能は、主として、樹木等の植物の生理的機能によるものであるから、当然それらの存在による。

③の景観構成の機能は、樹木等の植物と、水施設の存在によるものであり、樹木は要素として大きな意味をもっている。

④避難の場としては、空間の大きさが決定的要素であり、樹林の存在がその機能を高めることになろう。

⑤遊び、散策、休けいなどの場としては、必

ずしも大きさは絶対的な条件ではないが、樹木・樹林等の存在は、大きな要素である。

⑥運動・レクリエーション(オリエンテERINGのようなものを除き)の場としては、⑤までと逆に、樹木・樹林の存在は、原則として不要で、土地の広がりが必要な要素である。極言すれば、樹木・樹林の存在は、限られた範囲の中ではさまざまな存在ともいえる。

このように機能をみてくると一概にオープンスペースといっても、機能間に矛盾がみられる。

機能と具体的な都市における緑(オープンスペース)の要素の関係はおおよそ表1のように考えることができる。ただし、各々の形態によって必ずしもあてはまらないものも、個別にはあろう。

ここでも、利便的環境と自然的環境の相反する性格と同様なことがみられる。

利用することを中心に考えると、樹木・樹林を中心とする自然的な性格は薄れてくることになる。自然自体も、多くの人の侵入によって破壊されるし、破壊をさげようとするため管理に多くの労力、経費を要することとなる。樹木は工業等の生産物と異なり、ある大きさに達するには、長い年月がいる。

都市において、さらにどの地域において、ど

の機能に重点をおいて、また、市民の要求との調整、四囲の状況をみつ、オープン・スペースの配置を考えねばならない。

コンパクトに市街地が形成され、周囲を田園に囲まれたところにおいては、児童公園、近隣公園、運動公園等、また、都市的景観としての広場等に重点をおけばよい。しかし、市街地が巨大に連担して形成されるようになると、それだけではすまなくなり、自然的環境としての狭義の緑に対する必要性が高まるであろう。

### 三——横浜の緑の現状

横浜市においても昭和三十年以前の市域の形態をみると(都市の成立の過程は別として)市街地は比較的コンパクトで、農村部とが比較的に明確になっており、全体としては、緑豊かな都市であり、今日、いわれているような緑の問題は大きな問題でなかった。

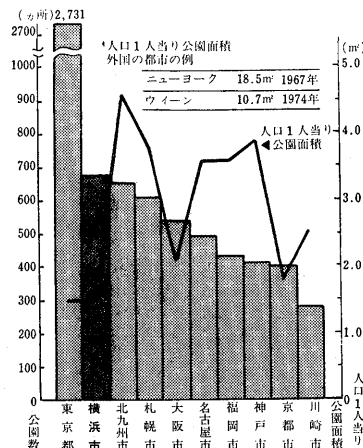
しかし、昭和三十五年頃からの急激、かつ大量の人口の流入、増大は、市街地を拡大し、しかも、全域にわたって、無秩序に市街化を進め、現状では、市街地と山林・農地が、モザイク状に混在して存在する形になっている。

都市の集積効果(都市的には効率的集積ではないが)の反面、マイナスの集積が生じ、限度

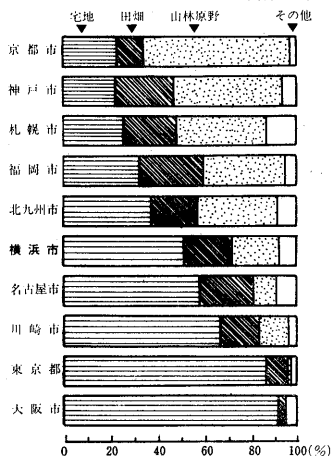
をこえて、生活そのものための自然環境の保全が問題となってきた。

都市施設として公共施設として作られている都市公園についてみると他都市との比較(図1)では絶対量では比較的が多いが、人口一人当り公園面積でみると昭和五十年において一・五㎡で東京都とともに最も少い。これは、絶対量を

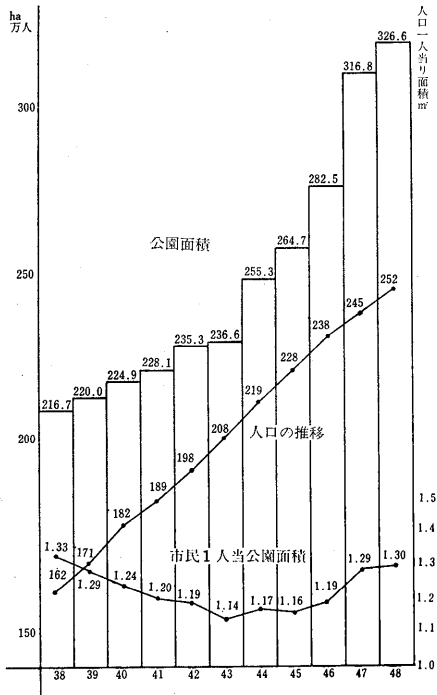
図一 都市公園数と人口1人当り  
都市公園面積(昭和50年度末)



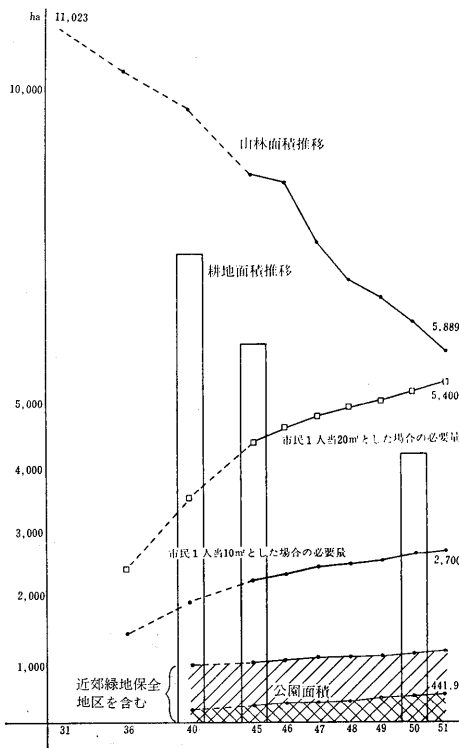
図二 有租地面積の地目別構成  
(昭和50年度)



図一 3 横浜市の公園面積



図一 4 横浜地域における山林・農地の推移



ふやしても、人口増により一人当りの量の増加  
 がおいつかないことを示している(図2)。  
 しかし、山林・田畑をみると、十大都市の中  
 中位にあり、人口密度一一平方キロ当り六、二  
 一人と東京都一四、八七八人、大阪市一三、  
 三五三人、川崎市七、五一三人、名古屋市六、  
 三七六人(昭和五十年)の状況からみても比較  
 的環境が良いともいえる。というより、環境づ  
 くりのための余地があるということができよ  
 う。

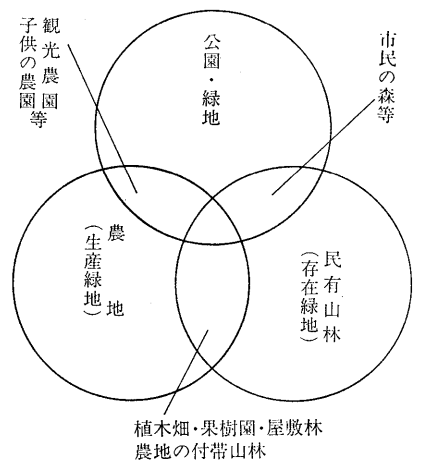
山林・農地の推移は、人口増に伴う、農業的  
 土地利用から都市的土地利用への転換によって  
 減少はすすんでいる。山林の状況は本市におい  
 ては、国有林や寺社林などはなく、ほとんどが  
 民有林であり、開発の影響を受けやすく、昭和  
 三十一年に一一、〇〇〇ha余の山林が、五十一  
 年では五、八八九haになっている。  
 これでも、仮に、市民一人当りの公園・緑地  
 等の必要量を二〇㎡とした場合にも現段階では  
 山林だけでも確保は可能である。  
 農地においても四十年約七、九三八ha余、四  
 十五年約六、〇〇〇ha、五十年四、二八三haと  
 急減しているもののその量は都市においては多  
 いといえる(図4)。

四 保全と創造への対応

緑の要素、特に本市の特性——民有林が多

い、農地の量が相当にある、全域のスプロール  
 状の市街化の中で、大小種々の規模で、モザイ  
 ク状に、山林・農地が存在している——を考え  
 てみると、大きく、都市公園・施設緑地、民有  
 山林、農地の三つで構成されているといえる。  
 図2でみられるように山林・農地は都市的に  
 も種々の可能性を残しており、現状において、都  
 市の環境づくりの上でのこれらの持つウェイト  
 は高い。しかし、欠点は、恒常性に不安定であ  
 ることである。また農地については、本来は  
 それが農業生産の場であり、その規模のあり方  
 によって、広い集団的広がりがあれば、避難の  
 場としての機能が發揮し得るが、小さくなるに  
 従い、都市的視点の機能(ただし、予備的空間

図一五 横浜の緑の構成



としては意味がある)が低くなる。

対応としては、

①三つの要素の利点を生かし、それぞれの機能を發揮させつつ、また、相互の組合せの中でよりよい都市の緑を保全し、創造する。

②永続的なものとするために、都市公園・施設緑地をできるだけ多くする。

③狭義の緑の少ない市街地内での緑の量を、緑化等によって増大させる。とくに市民と一体となった方法を講じる。

④市街地内で、樹木・樹林を主とした、環境保全のための緑の質の向上をはかる、が上げられよう。

これら具体的に今まですすめてきた施策については、他の方々の稿でのべられるであろうか

ら、ここで今後の問題として既成の古くからの緑の少ない市街地、工場地帯の中に、規模に(公園法等)によると最低規模が決められる)とらわれずに、できるだけ小さいながらもまとまった量感が表わされるような、都市林をつくり出したらどうかと考えて、一つの提案としておきたい。

### 五——緑とコミュニティ

ここで、全く視点をかえて、緑を軸としてコミュニティづくりができないか考えてみたい。

都市化によって農村的コミュニティは崩壊し、無関係な人々が高密度で集積した都市、そして、周辺にある都市施設——道路、下水、水道、公園、等々——は、管理者によって管理され(極言すれば管理されすぎている)、費用の負担も、公共管理が主であるために不明確になっている中で、コミュニティを形成していく必要性が薄れているのではないだろうか。農村社会では、主として、水田のための用水の配分・管理、道路の管理、その他の連帯の必然性をもってコミュニティが成り立っていたともいえる。良し悪しは別として、制裁としての村八分がありえたのも、コミュニティ形成が必要であったからともいえよう。都市化の進展、行政の

完備とともに、次第に施設管理、管理費の行政負担と技術的な専門分化だけでなく、責任問題を含めて、すべてが行政に移行し、その結果、一方ではコミュニティ形成の必然性を稀薄にしている。かりにあったとしてもサロン化しているのではないだろうか。

まちづくりは、物的に作るだけでなく、コミュニティ形成がベースにならねばならないが、先に述べたように、必然性が薄れている中でそれを作り上げることはむづかしい。とくに住だけを目的としている住宅地域においては商店街などよりむづかしい。

こうした中では、管理をできるだけ、住民のものとして意識するように、また、利用者の負担がある程度明確にし責任をはっきりさせることも必要ではないかと思われる。

とはいえ、現実にはすべての施設について、そうすることは不可能であるし適当ではない。

道路については、車社会以前の時期では人が動き、物を運ぶための利便施設の役割とともにコミュニティ施設の大きな比重を有していたといえる。しかし、現代の車社会の中では、歩道等を除いて車が通る機能のウェイトが高く、子供の遊び場や、井戸ばた会議の場などの人の使う場としては危険度が高く、当然、管理の方法、技術の水準、管理の責任を要求されるので

住民で管理し、責任を分担することはむづかしい（歩専用や緑道では原則として管理等を自己の物としていくことがのぞましかろう）。

上水道・下水道、などは、施設そのものの性格が、共同施設には違いないが、はるかにコミュニティ・スケールをこえ、管理も専門的技術を要する部分が多く、「ドブ」の段階をこえてしまえば、自己管理、共同管理の必然性がうすい。

このように、生活・活動を支えている都市の根幹的施設の中で、コミュニティ施設として、個人、そして地区、地域で管理することはむづかしい。

公園、緑地など緑については、前述の施設と異なり、最も現代においても、コミュニティ施設としての性格が強く、地域の密着度が高い。さらに、危険の質も道路の場合などと全く違うもので、ある程度の安全性の確保は必要であるが、自然の中にひそむやむを得ない危険、使う側なり、周囲の人々の注意によって相当にカバ

ーし得る危険であろう。問題の生じる確率も、性質も道路の場合などと異なるものと考えられる。

とくに、児童公園等は、その附近の住民及びその子供達の利用のためのもので地域の密着度は高い。

現実には、こうした施設ですら、何か事柄が生じると管理責任のみが追求される傾向にある。その結果として計画者、設置者としては、より安全にするかを考えることとなり、それは、公園・緑地等においては、自然性から遠ざけ非人間的なつめたいものとしてしまうことになりかねない。また、コスト（管理コストも含めて）も高くなってしまふ。

緑―自然的空間―は当然に自然との間の危険を含んでいる。そして、それをゼロには出来ない。ゼロに近づけるためには自然的でなくさねばならないし、非常に大きな管理費を要することになるろう。

利用者自身、そして身近な人が節度をもって

利用し、責任をもつことも必要であろう。

こうしたことは、たんに口で、意見を評論的に述べているだけではわからないし、やはり管理にどんな形にせよ参画する中で、理解が生れ、コミュニティ形成、地域での責任ができ、まちづくりができてくるのではないだろうか。

たんに行政に要求しているだけでは、まちづくり、コミュニティの形成は不可能であろう。参画の場として、緑の問題は一つの軸になる最も適したものの一つではないかと思われる。

実際に、緑化作戦、緑化推進などの形である程度、広く行われているし、愛護会などの形で一部管理しているものもある。

こうしたものが、広がり、理解が深められることが、今後の一つの方向であろう。

「市民の森」も所有者、利用者（愛護会）、市の三者が一体となって、どのように作られ、運営されるか、一つの試みとしてすすめられてきたが、この「市民の森」の今後のあり方にも注目したい。